

営業譲渡契約書

株式会社日本承継銀行（以下「甲」という。）と株式会社中部銀行（以下「乙」という。）は、以下のとおり営業譲渡契約を締結する。

第1条（定義）

- | | |
|----------|--|
| ① 承継与信資産 | 預金保険法（昭和46年法律第34号。以下「法」という。）第93条第2項の規定に基づき、金融庁長官より甲が保有する与信資産として適当である旨の確認がなされたものをいう。 |
| ② 評価基準日 | 承継与信資産選定のための基準となつた評価日である平成13年9月30日をいう。 |
| ③ 譲渡基準日 | 法第93条第2項の規定に基づき、甲が承継する資産が金融庁長官により適当である旨の確認がなされた日をいう。 |
| ④ 調整期間 | 以下の第1次及び第2次調整期間をいう。 第1次調整期間　評価基準日の翌日から譲渡基準日の前日までの期間をいう。 第2次調整期間　譲渡基準日から営業譲渡日の前日までの期間をいう。 |

第2条（目的）

1. 乙は本契約書に定める各条項に従い、営業譲渡日をもって、乙の営業の全部を甲に譲渡し、甲はこれを譲り受ける。
2. 営業譲渡日については、別途甲乙協議の上決定する。
但し、譲渡作業の進捗状況を勘案し、甲乙の協議により営業譲渡日を変更することができる。

第3条（営業譲渡の対象）

1. 前条により甲が譲り受ける乙の営業の範囲は、営業譲渡日午前0時現在における資産のうち法第93条第2項の規定に基づき金融庁長官より甲が保有する資産として適当である旨の確認がなされたもの（以下「譲渡資産」という。）及び負債並びにこれらに付随する一切の権利義務に及ぶものとする（以下、総称して「譲渡財産」という。）。

2. 前項の譲渡財産には次の資産及び負債並びにこれらに付随する一切の権利義務を含まない。
 - ① 株式会社整理回収機構と乙との契約に基づき、乙から株式会社整理回収機構に譲渡されるもの及びこれに起因する争訟。
 - ② 甲乙の協議により乙の清算法人に引き続き存続する資産及び負債。
3. 訴訟案件の引継ぎについては、別途甲乙協議の上決定する。

第4条（譲渡価格）

1. 譲渡資産の価格及び価格算定方法については、別途甲乙協議の上決定する。
2. 乙が甲に譲渡する営業権の価格については、別途甲乙協議の上決定する。

第5条（後発事象の調整）

1. 第1次調整期間内に、乙が法第93条第2項の規定に基づき、金融庁長官より甲が保有する与信資産として適当である旨の確認を行うために選定した与信資産につき、以下の各号の一つに該当する事情が生じた場合には、甲乙協議の上当該与信資産に対する引当金額を営業譲渡日において調整することができる。

第2次調整期間内に承継与信資産につき、以下の各号の一つに該当する事情が生じた場合には、甲乙協議の上別途定める清算日において当該承継与信資産に対する引当金額の調整を行うことができる。

なお、甲から乙に対する調整の申出については、各調整期間内に書面をもって行う。

- ① 与信資産に関する契約（金銭消費貸借契約・手形貸付契約・支払承諾契約・保証契約・担保権設定契約等）の不備及びその他担保評価に重大な影響を与える権利関係の存在が判明する等、当該契約に基づく与信資産の評価額に重大な影響を与える事実が判明した場合。
 - ② 与信資産の債務者又は保証人から、債務（又は保証債務）不存在確認訴訟など当該与信資産の評価額に影響を与える裁判上又は裁判外の申立てがなされた場合。
 - ③ 与信資産の債務者又は保証人が、破産・特別清算・民事再生・会社整理・特定調停若しくは会社更生の申立てを受け又は自ら申し立てた場合、解散した場合若しくは手形交換所により取引停止処分を受けた場合。
2. 営業譲渡日以降は、事由の如何にかかわらずいかなる調整も行わない。

第6条（新規与信資産）

評価基準日の翌日から譲渡基準日までの間に、新たな与信資産が生じた場合の取扱いについては別途甲乙協議の上決定する。

第7条（残高調整方法）

調整期間中に、弁済等により当該承継与信資産の価額が変更された場合又は担保の解除若しくは追加設定により担保評価額が変更された場合における引当金額の調整については、別途甲乙協議の上決定する。

第8条（引継・移転手続）

1. 乙は、譲渡財産の細目を記載した引継書を作成し、営業譲渡日に当該引継書とともに譲渡財産及び関係証憑、帳簿類を甲に引き渡す。
2. 前項の譲渡財産の引渡しにつき、移転行為又は対抗要件としての登記、登録、承諾、通知等の諸手続を要するものについては、甲乙協力して可及的速やかにこれを行う。

第9条（資金援助）

甲は、乙の営業を譲り受ける前提として、本契約及び預金保険法その他関係法令に基づき認められる範囲で、預金保険機構に対し、法第59条に基づく資金援助を申し込むこととする。なお、資金援助申請については、甲乙協力して行うこととする。

第10条（調査）

1. 乙は、甲又は甲の指定する第三者が乙に立ち入り、帳簿・書類等を調査することを承認する。
2. 前項の調査の時期・期間・方法等については、別途甲乙協議の上決定する。

第11条（譲渡承認手続）

甲及び乙は、営業譲渡日の前日までに、それぞれ株主総会を開催し本契約の承認及び営業譲渡に必要な事項につき決議を求めるものとする。

なお、乙については、本契約締結後甲乙が協議の上決定する日までに、法第87条に定める裁判所による許可を得ることをもって株主総会の決議に代えることができる。

第12条（従業員の取扱い）

1. 甲による乙の従業員（パート・嘱託職員を含む。以下同様。）との雇用契約関係の承継については、別途甲乙協議の上決定する。
2. 乙は、乙の全従業員について営業譲渡日までに発生する賃金・退職金債務その他乙との労働契約に基づき又はこれに付帯して発生した一切の債務を履行し、甲は同債務を承継しない。

第13条（善管注意義務）

乙は、本契約の締結日以降営業譲渡日に至るまで、善良な管理者の注意義務をもって業務を遂行しつつ財産を管理するものとし、これに重要な影響を及ぼす行為をなす場合には、予め甲の同意を得たうえで実行する。

第14条（危険負担）

本契約の締結日以降営業譲渡日に至るまで、天災地変その他不可抗力により譲渡財産に重大な変動が生じたときは、甲乙協議の上本契約書に定める営業譲渡の条件を変更することができる。

第15条（費用負担）

1. 本契約に基づく営業譲渡に関して生ずる費用については、原則として乙が営業の譲渡しに係る費用を負担し、甲が営業の譲受けに係る費用及び第10条に定める調査を行うために必要な費用を負担することとする。
2. 本契約に定めのないものは、別途甲乙協議の上決定する。

第16条（補償）

乙は、本契約に定めるほか、一切の瑕疵担保責任及び営業譲渡日以降判明する一切の損失、損害の補填の責任を負わない。

第17条（秘密保持）

甲は、乙から提供される乙の営業に関する一切の情報について、乙の承諾なしに第三者に対し開示してはならない。

第18条（解除条項）

1. 甲及び乙は、次のいずれかの事由が発生したときは本契約を解除することができる。
 - ① 本契約に基づく営業譲渡について、甲及び乙が法第61条の適格性の認定を受けられなかつたとき。
 - ② 甲及び乙が、第9条に定める資金援助に関する契約を締結できなかつたとき。
 - ③ 営業譲渡日までに本契約に基づく営業譲渡の実現に重大な支障が生じたとき。
2. 本契約の解除は、書面をもって行う。

第19条（効力発生）

本契約に定める営業譲渡は、第11条に定める手続及び法令に定める関係官庁の認可等がない限り、その効力を生じない。

第20条（規定外事項の協議）

甲及び乙は、本契約に定めのない事項又は本契約の解釈に関して疑義が生じた場合について、本契約の趣旨及び信義誠実の原則に従い、甲乙協議して円満解決に努める。

第21条（裁判管轄）

本契約に関する紛争については、静岡地方裁判所のみを第一審の専属管轄裁判所とする。

本契約の成立の証として本契約書二通を作成し、甲及び乙が署名又は記名のうえ捺印し、各一通を保有する。

平成14年3月28日

甲

東京都千代田区有楽町一丁目12番1号
株式会社日本承継銀行
代表取締役 田中 紘一



静岡市金座町21番地の1

乙

株式会社 中部銀行 一義昇
金融整理管財人 長谷川新一
金融整理管財人 木間通義
金融整理管財人 預金保険機構
理事長 松田昇

